

有明庁舎474-1111（内線 124・162・164・165・360）
志布志庁舎474-1111（内線 208・209）
松山庁舎487-2111（内線 274）

○保健対策係

【主な仕事】

市民の方々が、健やかで心豊かな生活を送るためには、生涯を通じた健康づくりが重要です。第2次健康しぶし21（健康増進計画）に基づき、「ささえあい 笑顔がつながる 健康なまち」を基本理念として、市民が主体となった健康づくりに取り組んでいます。

- 1 新型コロナウイルス感染症関連事業 1億9,183万円
新型コロナウイルス感染症の予防対策と新型コロナウイルスワクチン予防接種に関する体制整備や接種の費用負担を行う事業です。
 - (1) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
市民への新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため、接種予約を受けるコールセンターの設置など必要な体制の確保を図ります。
 - (2) 新型コロナウイルス感染予防対策事業
新型コロナウイルス感染予防の周知、本庁、各庁舎等公共施設利用者及び市で実施する各種事業における、事業参加者等の感染症予防を図るため、サーモグラフィ体温計の設置や医療機関の発熱外来診療体制の支援を行います。
 - (3) 新型コロナウイルス予防接種事業
新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため、接種に係る費用を公費負担します。
- 2 救急医療体制整備事業 4,884万円
曾於医師会や近隣自治体と連携し、夜間救急医療、休日当番医、ドクターヘリなどの緊急医療体制を広域的に確保する事業です。
- 3 予防接種事業 8,592万円
 - (1) 定期予防接種事業
予防接種法に基づいた事業で、市と契約した医療機関で接種することができます。接種料は、公費（高齢者の肺炎球菌ワクチンについては一部）負担しています。
 - (2) 任意予防接種事業
妊婦、18歳（高校生相当）以下、65歳以上の方を対象に、市が接種料の一部を公費負担してインフルエンザ予防接種（医療機関に委託する個別接種方式）を実施しています。



4 健康教育事業

49万円

集団や個別に健康づくり教室等を行うことで、住民の健康の維持・増進を図ることを目的とした事業です。

(1) 健康教育事業

生活習慣病予防のために運動・栄養等の保健指導を行います。

(2) こころの健康づくり推進事業

自殺予防のための講演会や臨床心理士による相談会を開催しています。また、一人一人が自殺予防のために行動できるようにゲートキーパー（※）を養成しています。

※ ゲートキーパー…悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

(3) 健康づくり推進員養成事業

健康づくりの基礎知識を習得した健康づくり推進員を養成する事業です。養成講座を修了された方は、市民の健康づくりの自助努力を支援する活動を自主的に行っています。



(4) 8020運動事業

歯の喪失を予防することを目的に、歯・歯周組織等口腔内の検診を実施するとともに、「8020運動」の推進のため80歳で20本の歯を持つ方を表彰する「8020表彰」等を実施しています。

5 健康診査事業

6,168万円

疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣を改善するために各種健診等を実施し、指導していく事業です。

(1) 特定健康診査・特定保健指導

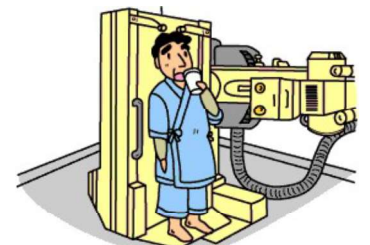
特定健康診査は、国民健康保険の40歳から74歳までの方を対象として、糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした事業です。また、メタボリックシンドローム（※）の該当者及び予備群の方に、保健師や管理栄養士による特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を行い、生活習慣病の予防を行います。



※ メタボリックシンドローム…内臓脂肪型肥満と糖質や脂質などの代謝異常又は高血圧が合併した状態。心臓血管系や脳血管の病気の引き金になると言われています。

(2) がん検診事業

30歳以上の方を対象に、胃がん検診、腹部超音波検査、大腸がん検診及び成人歯科相談を実施する事業です。



(3) 女性がん検診

女性の方を対象に、子宮頸がん検診、乳がん検診及び骨粗しょう検査を行います。

(4) 肺がん検診（結核検診と同時実施）

肺がん等を早期発見するため、40歳以上の方を対象に市内を巡回し、レントゲン検診及び必要な方へ喀痰（かくたん）検査を行います。

(5) 結核検診（肺がん検診と同時実施）

結核等を早期発見するため、65歳以上の方を対象に市内を巡回し、レントゲン検査を行います。

(6) 肺がんCT検診

40歳以上の方で、希望される方に集団で検診を行います。

(7) 歯周病検診

歯周病の早期発見・早期治療に努め、口腔の保持・増進を目的に、40歳50歳60歳70歳の方を対象に、志布志市内の歯科医療機関の協力いただき実施します。対象者には受診券を発送します

(8) 若年末期がん患者に対する療養支援事業

40歳未満の末期がん患者が、在宅療養のために必要なサービスを受ける際の費用に対して公的支援を行います。

6 訪問指導事業

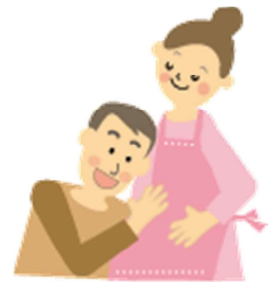
60万円

65歳未満の方で、健康診断等でその心身の状況や環境等により保健指導が必要であると認められる方を保健師等が訪問し、その方に合った支援を行う事業です。

○健康支援係

【主な仕事】

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援と次の世代を担う学童期や青年期の支援に取り組んでいます。



1 子育て世代包括支援センター事業

1,324万円

妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う事業です。さらに、中学生に対して生命の尊さを理解するための事業を行い、将来の親性の形成を支援しています。

(1) 子育て世代包括支援センター

母子保健コーディネーター、子育て支援コーディネーターが妊産婦や乳幼児の実情を把握し、相談に応じます。必要に応じ支援プランを作成し、関係機関との連絡調整を行いながら、切れ目のない支援体制を構築していきます。

(2) 産前・産後ケア事業（ママのほっとカフェ）

妊娠期や産後の近況や不安について情報を共有し、お互いの経験などを話せる場として実施しています。また、助産師が必要に応じ専門的なアドバイスを行い、妊産婦の不安や生活上の困りごと等を軽減し、母親同士の仲間づくりを支援し、安心して妊娠期や育児に臨めるようにサポートします。



(3) 産婦健康診査

産後の心身の不調等を早期に発見するため産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の公費負担を行います。

(4) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するため、助産師の訪問による支援（訪問型）と助産院に宿泊して支援を受ける（宿泊型）産後ケアを行っています。

(5) 赤ちゃん訪問事業

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師が訪問し、赤ちゃんとお母さんの健康状態の確認や相談に応じ、必要な指導や助言を行います。

また、生後2～3か月の乳児のいる家庭を母子保健推進員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努め、支援が必要な場合は、関係機関につないでいます。

(6) ふれあい食体験事業

市内の保育園・幼稚園児に「つくる」「食べる」体験を通して、人と交流しながら、食事や食べ物に興味や関心を持ち、幼児期から健全な食生活を身に付けることができるよう取り組んでいます。



(7) ふれ愛セミナー事業

中学生が乳児や妊婦さんとのふれあいを通して、「命の大切さ」を学ぶ事業です。

(8) 母子健康手帳アプリ

お子様の成長や予防接種の記録ができ、妊娠・出産・子育て期に役立つ情報を利用者の必要に応じて受け取れるアプリを提供することで、子育て世代を支援しています。

(9) 妊娠期歯科健診事業

妊娠期はホルモンの変化等で歯周疾患になりやすく、歯周疾患は早産や低出生体重児出産の原因にもなるため、受診券を発行し、歯科医院での個別検診を実施する事業です。

2 母子保健事業

3, 231万円

発育・発達の確認や子どもの豊かな心と健やかな体の育成を支援する事業です。

(1) 各種健康診査・相談・訪問指導事業

母子保健の向上を図るため、妊娠期から5歳児まで各種健康診査・相談・訪問指導などを行い、母子が心身ともに健やかに過ごせるよう支援する事業です。

また、新生児聴覚検査の一部公費負担を行います。



(2) 妊婦健診事業

妊娠・出産に係る経済的不安を軽減するため、14回分（多胎妊婦は18回分）の妊婦健康診査の公費負担を行います。

(3) 不妊治療費助成事業

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図るために、不妊治療費助成事業を行っています。1回の不妊治療につき、自己負担額から県の助成額を控除した額とし、1年度当たり20万円を限度に助成するもので、通算5年間受けられます。

3 フッ化物洗口実施事業

64万円

フッ化物洗口を市内全保育園・認定こども園及び小学校で実施することにより、幼児期から学童期のむし歯の低減及び健康な口腔の育成を図ります。



○国民健康保険係（一般会計）

【事業内容】

1 高齢者福祉事業

1, 822万円

65歳以上の全市民を対象に疾病予防事業を行っています。

(1) 保養所利用料助成

対象：65歳以上の全市民

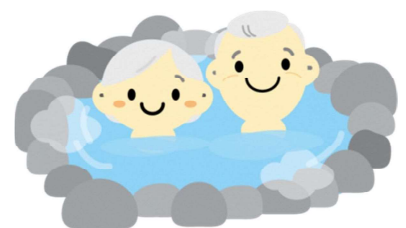
1枚200円で、1人年間6,000円まで助成しています。

(2) はり、きゅう施術料助成

対象：後期高齢者

（国民健康保険被保険者は、国民健康保険特別会計で実施）

1枚1,000円で、1人年間8,000円まで助成しています。



○国民健康保険係（国民健康保険特別会計）

【主な仕事】

国民健康保険事業は、県と共同運営しており、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に取り組み、制度の安定化に努めております。



その中で、国民健康保険特別会計は、国民健康保険の被保険者の皆様が医療機関に受診したときの自己負担額（医療機関の窓口での支払いなど）を除く医療費を、国民健康保険税や国、県、市の公的負担で賄う特別会計です。年齢や所得などで区分されますが、医療費の自己負担額は、医療費総額の2割から3割ですので、残りの7割から8割を国民健康保険の特別会計で支払っています。

国民健康保険は、社会保険等に比べて高齢者の占める割合が高く、加入平均年齢も高いことから、1人当たりの医療費が高くなっています。

被保険者数が年々減少する中で、その財源となる国民健康保険税も減少（令和元年度の志布志市国保の歳入で国保税の占める割合は16.7%）しており、全国的にも国民健康保険の財政は厳しい状況にあります。

被保険者の皆様一人一人が、病気とならない健康な体づくりを心がけていただくことや、特定健康診査（メタボ健診）・がん検診を受診し、普段の生活習慣の見直しや病気の予防、病気の早期発見、早期治療、重症化予防につなげていただくことが国民健康保険から支出する医療費の伸びの抑制にもつながります。また、自分のために、そして被保険者の方々のためにも、同じ病気での重複受診はやめ、ジェネリック（後発）医薬品を有効に活用するなど適正受診に御協力くださるようお願いいたします。

被保険者の健康の保持・増進を目的とした保健事業として健康教育、健康相談等も行っていますので、積極的に御参加ください。



なお、第三者行為による交通事故などにあつた場合は、まず、国民健康保険担当窓口にて、連絡をされるようお願いいたします。

【事業内容】

1 保険給付費

保険給付には、療養給付費、療養費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費、出産育児一時金、葬祭費等があります。

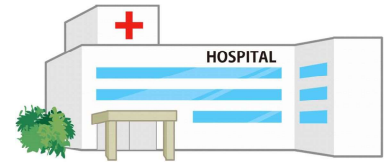
(1) 療養給付費

30億145万円

各被保険者の医療費の自己負担分は、かかった医療費の2割から3割となります。残りの医療費は国民健康保険で負担します。

＜被保険者の負担割合＞

- 0歳～義務教育就学前 2割負担
- 義務教育就学後～69歳 3割負担
- 70歳～74歳 2割（現役並み所得者は3割負担）



※義務教育就学前とは、6歳に達する日以降の最初の3月31日までのこと。

(2) 療養費 2,505万円

旅行中などで保険証が無く医療費を全額支払ったときや、医師が必要と認めて、はり、きゅう、マッサージの施術を受けたとき、コルセットなどの治療用装具を製作したときは、費用の全額を一旦支払い、後日申請により一部負担金を除いた額を療養費として支給します。

(3) 高額療養費 4億4,972万円

70歳未満の被保険者で、同一人が同じ月内に同一の病院で支払った額が自己負担限度額を超えたときは、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。

70歳以上の被保険者については、外来受診の場合、自己負担限度額を超えた分を個人ごとに計算し、高額療養費として支給します。

また、入院については、自己負担限度額までの支払いとなります。

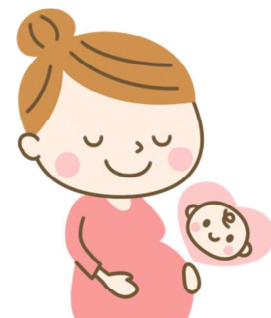
なお、同じ世帯の全ての外来と入院の自己負担額を合算して、世帯単位の自己負担限度額を超えた場合も、その超過分を高額療養費として支給します。

(4) 高額医療・高額介護合算療養費 47万円

高額医療・高額介護合算制度は、年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が著しく高額となった場合、その負担を軽減する制度です。これにより、医療・介護の負担額の合算額のうち、自己負担限度額（年齢や所得区分によってきめ細かく設定）を超えた分を高額医療・高額介護合算療養費として支給します。

(5) 出産育児一時金 1,471万円

国民健康保険の被保険者が出産した場合、42万円（産科医療保障制度に加入していない分娩機関で出産した場合は40万4千円）を支給します。



(6) 葬祭費 150万円

被保険者が死亡した場合、葬祭費として2万円を支給します。

- (7) 傷病手当金 139万円
 雇用され給与を得ている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われて就労できず給与が支払われなかった場合、その期間の給与の一部に相当する額を支給します。

2 保健事業費

国民健康保険は、被保険者の疾病等についての保険給付を行うだけでなく、被保険者の健康の保持増進や疾病予防を目的とした健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業を行っています。

- (1) 被保険者への特定健康診査・特定保健指導 3,994万円
 生活習慣病の予防や健康の保持増進を図るため、生活習慣病の原因となりうるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施しています。

生活習慣病とは、糖尿病、高脂血症、高血圧症、脳卒中などのことで、発症は遺伝的な要因もありますが、食生活や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどが深く関わっています。

特定健康診査を受診することで、普段の生活習慣を見直し、生活習慣を改善することが重症化を防ぐ第一歩となります。（対象：40歳～74歳）

特定健診受診率 目標：70.0%
 令和元年度 実績：52.0%

- (2) 被保険者に対する疾病予防 1,248万円

①はり、きゅう施術料助成

1枚1,000円で、1人年間8,000円まで助成しています。

②人間ドック等助成

人間ドック（一般・節目）、PETがん検診、脳ドックのいずれかを受けた方に、年1回に限って助成を行っています（保険診療の場合は、助成の対象とはなりません。）。

<助成金額（対象：国保の被保険者）>



対象となるドック		助成額	対象者年齢
人間ドック	一般（日帰り）	20,000円	30歳から74歳まで
	一般（宿泊）	30,000円	
	節目（日帰り）	32,000円	40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳（当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に節目の年齢を迎える方）
	節目（宿泊）	48,000円	
PETがん検診		20,000円	年齢制限なし
脳ドック検診		20,000円	40歳から74歳まで

③ 検診助成

各種がん検診等を集団検診の方法で受けた方に、年1回に限って助成を行っています。

○ 国民健康保険係（後期高齢者医療特別会計）

【主な仕事】

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療保険です。

この制度の運営主体は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合であり、市においては申請や届出の受付、保険料の徴収等を行っています。

【事業内容】

- 1 広域連合納付金 4億370万円
被保険者から徴収した保険料及び延滞金や県と市からの保険料軽減に係る公費負担分（保険基盤安定負担金）を合わせて広域連合へ納付します。

- 2 健康診査費 730万円
広域連合から委託を受けて、後期高齢者の方々の健康診査を行うほか、人間ドック助成を行っています。

<人間ドック助成額（対象：後期高齢者）>

- 一般ドック（日帰り） 20,000円
- 一般ドック（宿泊） 30,000円



<後期高齢者医療制度の仕組み>

(1) 被保険者となる方

- ① 75歳以上の方（誕生日当日から）
- ② 65歳から74歳までで一定の障がいがある方が、広域連合の認定を受けた場合（認定を受けた日から）

(2) 医療費の自己負担 1割（現役並み所得者は3割）

(3) 保険料

保険料は、原則として鹿児島県内均一に設定し、2年ごとに見直しを行っています。

<令和3年度の保険料>

所得割：10.38%

均等割：55,100円（7割、5割、2割軽減あり）

賦課限度額：64万円

○ 介護保険係

【事業内容】

- 1 老人福祉事業（一般会計分） 1,673万円

(1) 介護手当支給事業

要介護4・5の認定を受けている方又は要介護4・5と同程度の障がいを持っている方を在宅で介護している家族に、その労をねぎらい、介護手当を月額1万円支給します。



(2) 介護用品支給事業

非課税世帯に属する要介護4・5と同程度の障がいを持っている方を、在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続等につなげるため、月額5千円の介護用品券を支給します。

(3) 「食」の自立支援事業

調理が困難なおおむね65歳以上の高齢者等で、一時的に配食の必要な方や障がい者及び75歳以上の独居又は夫婦のみ世帯の方への配食事業です。

(4) 生きがい対応型デイサービス事業

おおむね65歳以上の介護保険の要介護認定で自立とされた方で、家に閉じこもりがちなどひとり暮らし高齢者等に対し、通所によりサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消や自立生活の助長、介護予防の推進を図ります。

(5) 子育て支援もポイントアップ・元気度アップ推進事業

65歳以上の方と若い世代がグループで行う互助活動に対し、地域商品券等と交換できるポイント制度です。地域の互助活動を活性化し、「地域社会の担い手」として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿づくり、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図ります。

○介護保険係（介護保険特別会計）

【主な仕事】

介護保険特別会計は、65歳以上の方等で、要支援又は要介護認定を受けられた方が、介護サービスを利用されたときの自己負担分（1割～3割）を除いた給付費を保険料や国・県・市等の公的負担で賄う特別会計です。

本市の高齢者施策の基本方針として「高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（令和3年度～5年度）を策定し、当該計画の基本理念である「共に助け合い 安心して暮らせる ふるさとに」を目指して、介護保険事業を行っています。



【事業内容】

1 介護認定審査事務負担金（一般会計からの支出）

4, 775万円

介護サービスを利用するためには、市の窓口で介護保険認定申請をして、「要支援」又は「要介護」の認定を受ける必要があります。認定事務は、曾於地区の2市1町で構成する「曾於地区介護保険組合」にて行います。

2 介護（介護予防）サービス給付費 11億460万円

自宅にサービス提供者が訪問する「訪問サービス」、自宅から施設に通い日帰りで利用する「通所サービス」、短期間施設に宿泊し、介護サービスを利用する「短期入所サービス」などの在宅での介護サービスに必要な費用です。

3 地域密着型介護（介護予防）サービス給付費 7億3,610万円

高齢者が住み慣れた地域での生活を継続するために、身近な生活圏域で利用する施設（グループホーム、小規模の介護施設など）でのサービスに必要な費用です。

4 施設サービス給付費 15億30万円

介護保険の認定で「要介護」と認定された方に対する施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院等）でのサービスに必要な費用です。

5 介護（介護予防）福祉用具購入費 210万円

自宅で介護サービスを利用している人が、「排せつ」や「入浴」などに使用するポータブルトイレや入浴補助用具など、貸与になじまない福祉用具を購入するための費用です。対象となる福祉用具は、特定されておりますので、購入前に確認してください。



1人当たり年間10万円が限度となります。

6 介護（介護予防）住宅改修費 350万円

要支援・要介護認定を受けている高齢者が居住する住宅に手すりの取付けや段差解消等の小規模な改修工事を行う場合の費用です。ただし、改修前に事前に市へ申請していただく必要があります。

1人当たり生涯20万円が限度となりますが、引越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合は、再度支給を受けることができます。

7 介護（介護予防）サービス計画給付費 1億3,220万円

要支援・要介護認定を受けている方が、介護サービスを利用するために、「介護サービス計画（ケアプラン）」を介護サービス計画作成事業者に依頼されたときに支払われる費用です。費用の全額が給付されるため利用者負担はありません。


- 8 高額介護（介護予防）サービス費 1億1,030万円
介護サービスにおける自己負担（1割～3割）が高額になった場合に、限度額を超えた分について払い戻しをするための費用です。利用者の負担が軽くなる仕組みです。
- 9 高額医療合算介護（介護予防）サービス費 1,540万円
同じ医療保険の世帯内で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に医療と介護の両方を合わせた自己負担が、限度額を500円以上超えた分について、払い戻しをするための費用です。利用者の負担が軽くなる仕組みです。
- 10 特定入所者介護（介護予防）サービス費 1億9,480万円
介護施設の入所利用における居住費、食費は自己負担となりますが、低所得の方は所得に応じて自己負担の上限が設けられており、これを超える分を支払う費用です。

○介護保険係（地域支援事業費）

【主な仕事】

「地域支援事業」は、市が実施主体となり、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、介護予防事業の実施や生活支援サービス、医療サービスなど、様々なサービスを切れ目なく利用できるように支援していく事業です。

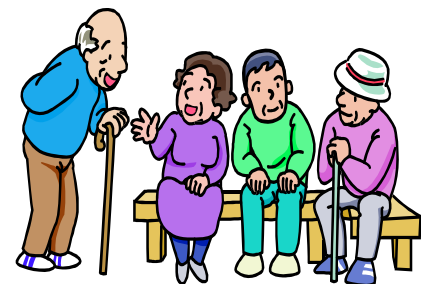
介護予防事業には、全ての高齢者を対象に実施する一般介護予防事業と、要支援者等を対象に実施する介護予防・生活支援サービス事業があります。

- 1 一般介護予防事業 1,176万円
- 全ての高齢者に対し、健康教育、健康相談等を通じて介護予防に関する知識の普及・啓発や自発的に介護予防を行う地域活動組織の育成・支援を行い、介護予防に向けた地域づくりを促進します。
- 
- (1) 介護予防普及啓発事業
介護予防の基本的な知識を普及啓発するためのボランティア育成、パンフレットの作成・配布や各種大会での講演会の開催等を行います。
- (2) 地域介護予防活動支援事業
生活・介護支援サポーター育成やころばん体操の実施など自発的な介護予防に関するボランティア活動を実施する団体等に対して支援を行います。
- (3) 高齢者元気度アップ・ポイント事業
ボランティア活動等を通じて、高齢者の社会的参加を促進し、生き生きとした生活を確認し、介護予防につなげます。

- 2 介護予防・生活支援サービス事業 5, 214万円
要支援1・2の認定を受けている方の利用できるサービスの選択の幅を広げ、一人一人の状態に合ったサービス利用ができるよう取り組みます。
- (1) 介護予防通所介護相当サービス・介護予防訪問介護相当サービス
要支援認定者等を対象としたデイサービスやホームヘルプサービスで、自立した生活が送れるように支援します。
- (2) 通所型介護予防サービス
基本チェックリストに該当した高齢者等の介護予防を目的として運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等を行う通所型サービスです。
- (3) 生活支援サービス（配食）
総合事業対象者で、低栄養状態で要介護状態等となるおそれの高い方への配食支援事業です。
- (4) 介護予防ケアマネジメント事業
要介護状態等となるおそれのある高齢者（基本チェックリスト該当による事業対象者）の介護予防支援のため、総合事業のサービスを適切に受けられるよう介護予防プラン作成などを行う事業です。

- 3 任意事業 1, 740万円
地域の高齢者が、安心してその人らしい生活を継続していけるよう、家族介護継続と自立生活等に必要な支援を行う事業です。

- (1) 介護用品支給事業
市町村民税非課税世帯で、要介護4・5の認定を受けている65歳以上の方を在宅で介護している家族の経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続等につなげるため、月額5千円の介護用品券を支給します。



- (2) 介護者相互交流事業
高齢者を介護している家族を、介護から一時的に開放することによって、家族の相互交流及び心身のリフレッシュを図るための事業です。
- (3) 配食支援事業
要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態にあると認められた高齢者のうち、食事の確保ができず、定期的に見守りが必要とされる高齢者等に食事を提供するとともに、見守りによる安否確認などを行うことで自立生活の維持を図ります。
- (4) 緊急通報システム設置事業
ひとり暮らし高齢者等の居宅に、相談、安否確認等ができる緊急通報装置を設置し、急病や災害等の緊急時の対応を容易にすることを目的としています。

○地域支援係（地域包括支援センター）

【主な仕事】

地域包括支援センターは、地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートすることを主な役割としています。高齢者本人はもちろんのこと、家族や地域住民の悩みや相談を、適切な機関と連携して解決できるよう取り組んでいます。

【事業内容】

- 1 介護予防支援事業 1, 687万円
介護認定の結果、要支援1・2と判定された方に対し、居宅要支援者の依頼を受けて、地域包括支援センターの職員及びセンターから委託を受けた介護事業所の職員が、介護予防サービス計画書を作成する事業です。

- 2 介護保険事業特別会計（地域支援事業費） 907万円
地域の高齢者を支援するために「総合相談」、「権利擁護」、「介護支援専門員への支援」「認知症総合支援」「体制の整備」の経費です。
 - (1) 総合相談事業
地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、24時間相談体制や地域のネットワーク事業を行う事業です。
 - (2) 権利擁護事業
高齢者の権利擁護をするために成年後見制度等の啓発等を行う事業です。
 - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における連携・協働づくりや介護支援専門員に対する支援を行う事業です。
 - (4) 認知症総合支援事業
認知症になっても住み慣れた地域での生活を継続するために、地域における認知症の支援体制を整える事業です。
 - (5) 在宅医療・介護連携推進事業
医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の在宅生活を支援するため医療機関や介護事業所等の連携体制を構築する事業です。
 - (6) 生活支援体制整備事業
生活支援サービスを担う事業者と連携しながら、高齢者の日常生活上の支援体制の充実・強化を図っていく事業です。





有明庁舎474-1111（内線 410・420・421・425）
 志布志庁舎472-1111（内線 470）
 松山庁舎487-2111（内線 231）

○農政係

【事業内容】

- 1 農業公社事業負担金 2,752万円
 農業従事者の高齢化や後継者不足の中で、後継者育成の研修等事業や農作業の受託事業により地域農業の活性化を推進し、地域農業の維持確保に努めます。

- 2 農業制度資金利子助成事業 148万円
 農業近代化資金等の貸付けに伴う利子部分の補給を行うものです。農業者の経営基盤の確立及び経営改善に必要な資金の融通を円滑にし、本市農業の振興と農業者の育成・確保を図ります。

- 3 経営所得安定対策 761万円
 生産数量目標に代わる「生産の目安」を情報提供し、実効性のある需給調整の取組を支援します。
 また、加工用米や野菜等の生産振興など水田のフル活用を推進し、稲作農家の経営安定と本市の特色を生かした生産性の高い水田農業の確立を図ります。

- 4 やっちくふるさと村維持管理事業 756万円
 平成8年に地域活性化、地域間交流を図る目的で運用がスタートしました。
 地域資源及び特産品の有効活用、ふるさと情報の発信を行う観光交流拠点施設を目指し、やっちくふるさと館、宿泊施設、ふれあい広場、多目的広場及び駐車場の運営管理を、現在、指定管理者に委託しています。



- 5 新規就農支援金事業 300万円
 志布志市の将来の農業を担う意欲のある人材の育成確保を図るため支援金を支給します。新たに就農された50歳未満の方を対象として、就農届出から1年間経過後、1回限り50万円を支給します。

- 6 水稻航空防除事業 12万円
 水稻と他作物の混在化、農用地における住宅の拡大等が進む中、良質な米を安定して生産するため、関係機関と連携して、無人ヘリ（松山地区では一部有人ヘリ）による水稻航空防除を実施し、高い防除効果と防除作業の合理化及びコスト削減を図ります。



7 ツーリズム推進事業

37万円

志布志市の恵まれた自然環境や農林漁業資源並びに史跡や文化等を活かした特色のある滞在・体験型余暇活動（ツーリズム）を創出して、都市と農村の交流を進めることにより、地域の活性化を図っていきます。



8 農業次世代人材投資事業

5,035万円

市町村が作成する実質化された人・農地プランに位置付けられた（または、位置付けられることが確実である）、独立・就農時の年齢が原則50歳未満の方に、経営が不安定な就農直後から5年間の範囲で年間最高150万円を給付します。



9 農地中間管理事業

2,210万円

農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行うことで、農地の集積・集約化、農業経営の規模拡大及び新規就農者等の農地の効率的利用を促進し、農業の生産性向上を図ります。

また、農地の集約・集積化に協力する農地の所有者等に対して、機構集積協力金（地域集積協力金、経営転換協力金）を交付します。



10 加工センター利用促進事業

帖五区加工センター

91万円

松山農産加工センター

84万円

松山農産加工センター、帖五区加工センターを管理しています。施設では味噌やふくれ菓子をはじめ、甘酒、ゆべし、めんつゆ、焼肉のたれ、山菜おこわなどを加工できます。仲間づくりや技術習得の場として利用してください。

また、六次産業化についての相談もお受けしていますので、興味がある方はおいで下さい。



11 農業収入保険加入推進事業

1,000万円

台風、豪雨災害、病虫害被害など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクの増加により、国が新たな共済制度（農業経営収入保険）を創設し、農業経営の安定化なか、新型コロナウイルス感染症の拡大等で、更に危機感の高まっている農業者の状況を鑑み、農業経営収入保険への加入を推進します。

○生産流通係

【事業内容】

1 野菜価格安定対策事業

100万円

大消費地からは安定した生産と出荷が求められており、国や県も主要野菜について、価格安定制度を設け、継続的な出荷体制の確保に努めています。本市では国県の制度で補填対象とならない価格帯を補填し、生産の振興と安定的な生産を推進します。



2 農業生産対策事業

900万円

生産規模の拡大、高品質化及び生産資材の低減を目指す園芸農家に対して助成を行い、園芸農家の所得向上及び経営の安定を図ります。国・県補助事業で対象にならない施設整備や農業機械導入、の一部を補助しております。

3 活動火山周辺地域防災営農対策事業（園芸関係）

3億6,036万円

桜島の降灰により野菜が被害を受け、収量及び品質低下の原因となっています。

ビニールハウスや降灰対策機械を導入し、品質の向上に努め農家の経営安定を図ります。

＜令和3年度建設予定＞

施設園芸ハウス 1 生産組合 4 法人



4 農業・農村活性化推進施設等整備事業

914万円

重点品目の高品質生産等のため、省力化機械、生産安定機材の導入に助成し農家経営の安定を推進します。

＜令和3年度導入予定＞

暖房機 1 生産組合





5 産地パワーアップ事業

2, 442万円

露地野菜（白菜、キャベツ）の育苗ハウスを整備し、生産の安定を図り農家経営の安定を推進します。

<令和3年度導入予定>

育苗ハウス 1法人



6 有害鳥獣捕獲事業

1, 062万円

イノシシやサルなどの有害鳥獣が農作物等に被害を及ぼした場合に、市猟友会と連携して、猟銃や罠による駆除を行い、農作物被害の拡大防止に努めます。また、地域ぐるみで一体的に農地の侵入防止柵を設置する組織の支援を行います。



ワイヤーメッシュ設置予定



一般捕獲箱わな（貸出用）

7 畑地かんがい営農推進活動

126万円

水利用による計画的な生産を推進し、生産性や付加価値の高い作物の拡大を図るため、曾於地域畑地かんがい営農推本部と連携し、広報誌やホームページ、CATVでの情報提供、イベントにおける普及啓発を行うとともに、畑かん受益地の実態調査や実証圃の設置、種苗費の助成や簿記ソフト購入費用の助成を行います。



見せる展示圃（ケールへの散水）



○茶業振興係

【事業内容】

1 茶品評会対策事業

342万円

志布志市は九州第3位の茶の栽培面積で市の基幹産業となっています。全国茶品評会や県製茶品評会への出品を通じて、栽培・製造技術の向上を図るとともに、上位入賞することで「しぶし茶」の銘柄を確立し茶産地の振興を図ります。



2 環境保全型農業直接支払交付金

1,458万円

農業生産による環境への負荷を低減するために、有機農業への取組や緑肥等の作付けと減農薬、減化学合成農薬の取組に対し支援を行います。

<補助額 10a あたり>

- 有機農業の場合 12,000円
- 内訳 国 6,000円、県・市各 3,000円
- カバークロップの場合 6,000円
- 内訳 国 3,000円、県・市各 1,500円



○畜産管理係

1 畜産振興協議会事業

236万円

生産者団体と農協・市が一体となって畜産に係る活動の連携と振興方策の推進、関係機関との連携を促進することにより、農家の所得向上と市の畜産振興を図ります。

2 高品質生産対策事業

2,158万円

肉用牛・乳用牛・豚の優良種畜保留導入を支援し、素畜の資質改善を図り、畜産経営の安定向上に資するための支援を行います。

(1) 肉用牛は曾於中央家畜市場からの導入牛又は保留牛とし、子牛展示品評会出陳牛で導入後3か月以上、又は、曾於地区畜産共進会に出場した育成雌牛(但し、子牛展示品評会に出場していない牛)を対象とします。



- ① 市内産最優秀賞：1頭 10万円の助成
- ② 市外産最優秀賞：1頭 7万円の助成
- ③ 優秀賞：1頭 4万円の助成
- ④ 曾於地区共進会最優秀賞：1頭 10万円の助成
- ⑤ 曾於地区共進会優秀賞：1頭 4万円の助成

(2) 豚は、12か月齢未満の外部導入の育成種豚とし、導入後3か月以上を対象とします。

- ①雄 1頭 1万2千円の助成
- ②雌 1頭 7千円の助成

(3) 乳用牛は導入・自家保留の24か月齢未満の牛で、導入後3か月以上を対象とします。

1頭 4万円の助成



3 肥育経営支援対策事業

875万円

全国的な肉用牛生産頭数の減少による、肥育の素牛不足や配合飼料価格の高止まりにより、肥育経営は厳しい環境であることから、肥育素牛の購入支援を行うことにより、市内肉用牛肥育経営基盤の確立を図ります。

(1) 1頭あたり導入価格の10%以内を助成

- 黒毛和牛：上限3万円
- F1子牛：上限1万円
- F1子牛：上限5万円

4 畜産施設整備支援事業

530万円

畜産経営において多額の資金を要する施設整備について、市単独補助を行うことにより、畜産基盤の拡充の推進を図り、畜産経営の安定向上に資するための支援を行います。

(1) 畜舎：新設で構造は平屋とし波板等を使用した簡易な施設並びに牛糞等が地下浸透及び外部へ流出しない施設として、環境に配慮した構造とする。(増頭要件があります)

- ・ 事業費の1/3以内 但し上限は80万円

(2) 堆肥舎・尿溜槽

：新設で構造は、側壁等を有し地下浸透及び流出しない施設

- ・ 事業費の1/3以内 但し上限は50万円



堆肥舎



牛舎

5 肉用繁殖雌牛導入事業 [貸付金]

3, 295万円

市と農協が融資を半分ずつ負担し、肉用牛繁殖農家へ無利子で資金を貸し付け、肉用牛の改良や増頭を円滑に実施するための支援を行います。

- (1) 1頭当り貸付限度額及び貸付期間

- ① 子牛 上限 70万円 5年
- ② 妊娠牛 上限 80万円 3年



6 乳用牛導入事業 [貸付金]

800万円

市が酪農組合を通じて酪農家へ無利子で資金を貸し付け、乳用牛の改良や増頭を円滑に実施するための支援を行います。

- (1) 1頭当り貸付限度額及び貸付期間
上限 50万円 3年

7 肥育経営安定対策貸付基金

基金貸付

肥育農家が市内産の子牛を肥育素牛として購入した場合、市の基金により無利子で資金を貸し付け、肥育農家の経営安定維持とに資するための支援を行います。

- (1) 1頭当り貸付限度額及び貸付期間
60万円 2年以内





○畜産指導係

1 家畜損耗防止対策事業 160万円

経済的損失の軽減を図るため、牛異常産予防注射並びに炭そ予防注射の接種率向上に向けた取組を支援します。

2 家畜伝染病侵入防止対策事業 310万円

海外悪性伝染病並びに豚流行性下痢の侵入・発生を防止するため、消毒薬資材購入並びに防疫対策について、市単独補助を行うことにより、防疫対策の強化を図り、畜産経営の安定向上に資するための支援を行います。

(1) 消毒資材：畜舎内外の消毒用資材購入に対する支援

- ・事業費の1/3以内 上限は畜種や規模で異なります
- 団体 上限 600円/戸以内
- 個人（肉用牛） 上限 10,000円/戸以内
- 個人（豚・鳥） 上限は飼養規模で設定
10,000円/戸～50,000円/戸以内

(2) 消毒機器設置

①消毒ゲート設置：農場出入口の車両消毒用ゲートの設置

- ・事業費の1/3以内 但し上限は20万円

②消毒ゲート設置（動噴）：農場出入口の車両用消毒動噴（固定式）

※動力噴霧器（モーター式）

- ・事業費の1/3以内 但し上限は5万円

③煙霧機：微粒子煙霧による畜舎内消毒用

- ・事業費の1/3以内 但し上限は5万円

④細霧装置：細霧装置による畜舎内消毒用等

- ・事業費の1/3以内 但し上限は10万円

(3) 野生鳥獣侵入防止対策：畜舎等への防鳥ネット等設置、又は、農場内への鳥獣侵入防止用の電気柵の新設

①防鳥ネット

- ・事業費の1/3以内 但し上限は20万円

②電気柵設置

- ・事業費の1/3以内 但し上限は2.5万円

3 第12回全国和牛能力共進会出品対策事業 720万円

2022年度に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会について、肉用牛の改良推進や農家の生産意欲向上、生産基盤の維持・拡大やブランド力の向上などにつながる重要な大会となることから、優良な雌子牛を県内（市内）に保留するための導入を推進します。

(1) 曾於中央家畜市場からの導入又は自家保留牛とし、子牛展示品評会出陳牛（最優秀・優秀）で、全共の出品条件を有する優良な肉用繁殖子牛の導入経



費の一部を1頭当たり10万円の助成を行います。

(全共の出品に向けて意欲的に取り組み、全共の候補牛として適正に管理することが確実な者)

4 種畜改良増殖と管理技術の普及向上対策

630万円

家畜の改良と飼養管理技術等の向上を図るため、市、曾於地区、県共進会等の各段階における共進会等開催や出品支援を行います。



全共曾於地区集合指導

5 畜産クラスター事業（国事業）

6,690万円

畜産の収益性向上に向けた計画・目標の策定及び目標達成のための取組を推進することを目的とし、国の畜産クラスター事業の補助機事業を活用して、畜産の収益性向上の実現に向けた取り組みを行う

6 県地域振興公社営事業（国事業）

4,515万円

(1) 畜産基盤再編総合整備事業

飼料畑造成を伴う自給飼料基盤の確保を行うことで、生産コストの低減及び安定した経営基盤の整備を図る。

(2) 資源リサイクル畜産環境整備事業

法人、又は共同利用により、家畜排せつ物に起因する環境汚染を防止し、健全な畜産経営の振興を図る。